

回答書

(業務名称) 2024年度青年研修「環境管理(水環境保全)A」に係る研修業務委託契約(企画競争)

(公告/公示日: 2024年7月31日 / 調達管理番号: 24c00293000000) に対し提出された質問書に関し、以下の通り回答します。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P. 14	日程案の作成	①もし想定される研修員の宿泊場所があれば、ご教示ください。 ②JICA市ヶ谷、JICA北陸センターの宿泊施設や講義室を使用することはできますか？	①研修員の宿泊場所は講義、見学先等をもとに調整致しますので、現時点で宿泊場所は想定しておりません。 ②JICA北陸センターに宿泊施設はございませんが、会議室に空きがある場合は使用可能です。また、宿泊施設や講義室のある他センターも、空きがある場合は使用可能です。
2	P. 17	(1) 業務完了報告書【記載事項】	「次年度に向けた改善点及び提案」とありますが、次年度以降に同じ研修の実施は予定されていますか？	次年度以降の実施については未定です。
3	P. 20	語学力の認定証について	①コンサルタント等契約におけるプロポーザルガイドライン(2024年4月)では、語学の認定証の有効期限が設定されておりません。本件でも同様のルールとしていただけませんか？ ②同ガイドラインでCASECが認定資格として認められておりますが、本件では認定資格として認められますか？	①本件においては、業務仕様書に記載の通り、提出期限日時点で取得後10年以上経過した資格は語学評価の対象外とします。 ②本件でも、CASECを認定資格の対象とします。
4	P. 21	第4 見積書作成及び支払いについて	2. 移動・宿泊手配業務を『受託者が手配する場合は』該当分の業務人件費の計上が可能とあります。発注者側に移動・宿泊手配業務をお願いすることはできないのでしょうか？	移動・宿泊手配業務をJICAが行うことは可能です。